

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養父市長

市町村名 (市町村コード)	養父市 (28222)
地域名 (地域内農業集落名)	奥米地 (奥米地)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、円山川の支流である米地川上流部に位置している。米地川は古くからゲンジホタルの生息地として知られており、旧養父町の時代から「人と自然との共生」を基本理念に「ほたるの里づくり」を推進し、地域活性化に取り組んできた歴史のある地域である。地域住民の地域づくりや自然環境に配慮した農業の推進の意識も高い。農地は昭和57年～62年に圃場整備事業に取り組み、約10.0haを整備。一区画 0.10ha～0.20haの農地が整備され、水稲と和牛飼育を中心に営農してきた。近年は水路の老朽化による漏水や耕作条件の悪い農地は休耕する農地が増えつつあり、和牛飼育農家が途絶えたため牧草作付けによる農地管理もできなくなった。各農家の経営規模は0.2ha程度であり、主たる職業がある兼業農家と定年退職後に所有農地で農業に専念する高齢者が主となっている。以前は畜産農家が数戸あったが現在は稲作農家が中心であり農業の生産性も低い。近年、農業者の高齢化が進み後継者のいない農家も多数あるが、できる限り農業を継続したい意向の農業者が多い。

今後も農業者の高齢化が更に進み、遊休農地や荒廃農地の更なる増加が懸念されるが、農業者の意向を尊重しつつ、農地の効率的な利用を図っていくためには、毎年、農地利用を確認検討する仕組みや地域内で規模拡大する農業者の育成と地域住民などを交え地域全体で農業者を支えていく仕組みの構築、高価な農業用機械の共同利用、農業用水路等の再整備が喫緊の課題である。

このため、後継者不在の高齢者農家が離農する事態が生じた場合、新たな農業者(担い手)が速やかにその農地が利用できる「農地バンク制度」の活用と分散する農業者(担い手)の農地の集約化に向けた農業者の理解を図り、自然環境に配慮した農業の更なる推進、農業機械の共同購入や利用方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

人口:141人 世帯数 50世帯 高齢化率32.46%
農会戸数: 31戸
主な作物:水稲、

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域で育ててきた「ほたるの里づくり」の理念に沿ったブランド米生産や単位目面積当たりの所得増が見込める「あさくら山椒」「ニンニク」「但馬ピーマン」への転換が考えられる。いずれにしても、中心となる担い手が地域内に存在していないことから「ほたるの里づくり」の理念に賛同してもらえる企業の参入を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>現役で農業を継続したい高齢農家が多数あるため、その意向を最大限尊重する。これらの農業者がスムーズに後継者や農業を担う者、担い手に農地を継承していくため、農地中間管理事業（農地バンク制度）の周知と利用を推進する。そのため、毎年、農会総会において耕地利用状況を把握する。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>地域の農地全体を農地バンクに貸し付け農地集積を進め、農業を担う者の経営意向を踏まえて段階的に集約化する。その際、地区の農会役員、農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>用水路からの漏水、山際の排水路への土砂や石の堆積が問題となっている。企業参入を含め、しっかりとした担い手が確保できた時点で、パイプライン化や畑地化を検討する。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。特にゲンジボタルの生息環境を守る農業生産活動を観点でのSDGSへの貢献意識の高い企業参入を広く募集する。企業等へは栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や農地の斡旋等の支援を行う。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>地元JAには、他地区のようなJA子会社による営農、作業請負は行っていないため、地区内の農業者や近隣地区の業者等の担い手へ委託し、遊休農地の発生防止を図る。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①平成15年から鳥獣害対策として獣害柵の設置しており、毎年、役員による点検の後区内全戸で補強・補修作業を行っている。全体として対応年数が過ぎており、老朽化が目立つため、再整備に活用できる補助事業が制度化されれば活用する。
- ②ゲンジボタルの生息地であることから、今後も人と自然環境にやさしい農業を推進していくため、有機質肥料の使用を主体に減農薬に配慮した農産物生産に取り組む。
- ③農業者従事者の高齢化と減少により、農業生産の省力化を進めていく必要があり、ドローンによる防除やリモコン式除草機の導入を図り、農作業の効率化を検討する。導入に当っては機器の共同利用等も検討する。
- ⑦令和7年度に見直す奥米地多面的機能支払い交付金制度計画の方針と取組計画により、保全、管理を進める。
- ⑧長寿命化計画に基づき、改良、補修を行う。